

Point  
3

# 模擬試験は受験後に差がつく 充実した解説

模擬試験は復習が大切。だから、LEC 公務員模試は丁寧な解説冊子で皆さんの学習をサポートします。

## LEC の模試解説冊子のポイント

頒布・複写を禁じます

【No. 9】 《判断推理/位置関係》 正解 5

各人の発言を検討し、位置関係を図示することを考える。

まず学校の位置を定め、Bの発言からBの家の位置を南西に確定する。そして順次A、D、Eの前半の発言より、下図のような位置関係でそれぞれの家の所在が確定する。またEの後半の発言およびCの発言より、Cの家の位置はDE間の中間地点よりもEの家に近い側にあることがわかるが、正確な位置まではわからない。

ここで、学校とBの家との距離をaとおくと、学校とA、Dの家との距離はどちらもa、学校とEの家との距離は $\sqrt{2}a$ となる。(下図参照)

そして、学校とCの家との距離であるが、Cの家は学校、D、Eとを結ぶ三角形の辺DE上にあるので、学校とCの家との距離は、学校とEの家との距離 $\sqrt{2}a$ より明らかに短い。

以上より、学校とEの家との距離が $\sqrt{2}a$ で最も長い。

よって、正解は5である。

**1 出題分野を明示**  
どの分野の出題なのか分かるため苦手分野の確認・復習に役立ちます。

**2 見やすい図や表**  
図や表・グラフを多く使い、整理し視覚的に理解できるようサポートします。

**3 すべての肢に丁寧な解説**  
正解の肢はもちろん、間違いの肢にも丁寧な解説を付けています。解説文を読めば、正しい知識が身に付きます。

**4 出題者からのコメント**  
出題の意図やこの項目のチェックすべきポイントを記載しています。

頒布・複写を禁じます

【No. 25】 《政治/わが国の選挙制度》 正解 5

- 1 × 本肢の記述のように、あらかじめ政党が作成した候補者名簿に対して有権者が投票するというかたちで行われる比例代表制を名簿式という。そのうち、政党が事前に名簿記載者に順位を付し、有権者はその名簿をそのまま承認するものを絶対拘束名簿式、有権者が名簿全体を承認して作成した政党に対して投票することも、候補者名簿に記載されている候補者のうち自分の希望を反映させ優先的に指名することも認められているのが単純拘束名簿式である。なお、衆議院では絶対拘束名簿式を採用しているが、参議院では単純拘束名簿式(非拘束名簿式)を採用している。
- 2 × 多数代表法とは、民意における多数派の比率を拡大して議席率に反映させるもので、場合によっては、選挙区において多数の票を獲得した政党が議席を独占する制度のことをいう。一方、少数代表法は、少数派の支持を受けた候補者や政党にもある程度までの当選可能性を残すものをいう。多数代表法の典型例が小選挙区制と大選挙区完全連記制であり、少数代表法の典型例が大選挙区単記制(中選挙区制)と大選挙区制(長短記制)である。
- 3 × 1994年の公職選挙法改正により、衆議院議員選挙は従来の大選挙区単記投票制(中選挙区制)に代わり小選挙区比例代表並立制が採用されることとなった。2015年10月現在、衆議院議員選挙は、定数475議席のうち296議席が小選挙区選挙で選出され、残りの180議席が比例代表制で選出される。この比例代表制は全国を11のブロックに分割して実施されている。なお、全国を1ブロックとするのは参議院議員選挙の比例代表制である。
- 4 × 1994年の公職選挙法改正により、選挙運動に関わった者の悪質な選挙違反が明らかになり、刑に処せられたとき、候補者の当選が無効になるという連座制が強化された。連座制の対象は、選挙運動の総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者の特定親族などのほかに、候補者など意思を遂げて選挙運動をした候補者などの秘書、選挙運動の計画・指揮監督に関わる組織的選挙運動管理者にまで及び。
- 5 ○ 日本では、投票率低下に歯止めをかけるべく、有権者がより投票しやすい環境の整備が進められてきた。1997年の公職選挙法改正では、不在者投票の要件が緩和されたほか、投票時間も延長された。その後も、在外投票制度が整備され、また地方選挙における電子投票が可能になるなど、投票コストの削減を目的とするさまざまな改革が行われていく。

【コメント】  
日本の選挙制度に関する頻出事項を中心に出题した。多数代表制・少数代表制の典型例は固いものではなく、完全に理解しておきたい。近年、公職選挙法の改正が多いので、最新の選挙制度に注意すること。

**5 模範解答例**  
論作文試験の解説には、講師が作成した模範解答例がついています。